

岐阜市リフレ芥見

指定管理者申請要項

平成23年11月

岐阜市環境事業部 東部クリーンセンター

目 次

1	選定の趣旨	1
2	基本的な運営方針	1
3	資格要件	1
4	指定期間	2
5	施設の概要	2
	(1) 名称	
	(2) 所在地	
	(3) 供用開始	
	(4) 施設構成・規模・構造	
	(5) 運営状況(実績等)	
6	指定管理者が管理する施設の管理運営形態等	3
	(1) 管理運営形態	
	(2) 管理基準	
	(3) 業務の範囲	
	(4) 業務の再委託の制限	
	(5) 自主事業	
	(6) リスク分担に対する方針	
	(7) 指定の取消し等	
	(8) モニタリングの実施	
7	指定管理に関する経費	9
	(1) 指定管理料の算定について	
	(2) 指定管理料の支払い	
	(3) 指定管理料・利用料金の精算(取扱い)	
	(4) 管理口座・区分経理	
	(5) 納税義務について	
8	指定管理者の審査・選定の方法	10
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 審査方法	
	(3) 審査結果	
	(4) 選定方法	
9	協定書の締結	14
10	指定までのスケジュール	14
11	申請手続等	14
	(1) 申請要項等の配布	
	(2) 提出書類	

- (3) 質問受付
- (4) 申請書類等の受付等
- (5) 申請に係る留意事項

1 2 問い合わせ先 16

[別紙] 提出書類一覧及び様式 17

1 選定の趣旨

市民に健康及びふれあいの場を提供し、もって市民の福祉の増進を図ることを設置目的とする岐阜市リフレ芥見（以下「施設」という。）の管理について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び岐阜市リフレ芥見条例（以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができる指定管理者を選定します。

平成 15 年 6 月の法改正により導入されました指定管理者制度は、市議会の議決を経て、市が指定する法人その他の団体が施設の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層の住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

本施設の管理運営にあたっては、利用者の様々なニーズへの対応やサービスが求められており、創意工夫によるサービスの向上を図ることにより、利用者の一層の利用を目指しています。

指定管理者は、公正かつ適正で、より効果的、効率的な管理運営の下、設置理念に基づき総合的な管理や、利用者の意見や要望を反映する管理を確実にこなすことが必要となります。

2 基本的な運営方針

施設は、健康及びふれあいの場を提供し、市民の福祉の増進を図ることを目的に平成 19 年 3 月に設置されました。

また、健康の維持と増進をしてもらうための施設として市民に様々なサービスを提供する重要な役割を担っており、指定管理者の創意工夫により、効率的・効果的な管理運営を図り、市民へのサービス提供を向上させることを基本的な運営方針とします。

3 資格要件

(1) 次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

ア 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

イ 市と容易にかつ緊密に連携が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。

ウ 管理運営のために必要な免許・資格（電気主任技術者、防火管理者）を有すること。

エ 過去 2 年以内において、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けていない団体であること。

オ 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない（競争入札の参加資格を有する）団体であること。

カ 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。

キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。

ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。

ケ 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」第 4 条に規定する排除措置の対象でないこと。

コ 市税等の滞納がない団体であること。

4 指定期間

平成24年2月1日から平成24年3月31日までの2ヶ月間とします。

5 施設の概要

(1) 名称

岐阜市リフレ芥見

(2) 所在地

岐阜市芥見6丁目283番地2

(3) 供用開始

平成19年3月27日

(4) 施設構成・規模・構造

ア 構造・規模

(ア) 敷地面積	12,856.99 m ²	
(イ) 総延べ床面積	2,718.19 m ²	
a 歩行浴プール棟	鉄筋コンクリート一部鉄骨造	1,057.27 m ²
b 多目的ドーム	鉄骨造	1,519.76 m ²
c 屋外便所1（倉庫付き）	鉄筋コンクリート造	87.65 m ²
d 屋外便所2	鉄筋コンクリート造	28.78 m ²
e 東屋（足湯に付随）		5.29 m ²
f 駐輪場		19.44 m ²
(ウ) 芝生広場	2,560.00 m ²	
(エ) 駐車場	乗用車 41台（敷地南側）	

イ 施設内容

(ア) 歩行浴プール棟

- a 歩行浴プール（深さ 1.05 m、一周 約32 m）
- b サウナ（ミスト、ドライ）
- c ジャグジー（直径 3 m）
- d 温浴プール（直径 3 m）
- e トレーニングルーム
（バイク3台、トレッドミル2台、乗馬フィットネスマシン1台等）
- f リラクゼーションルーム（マッサージ機4台、ボディソニック1台）
- g 談話室（和室）
- h 多目的ルーム（卓球、エアロビクス等）

(イ) 多目的ドーム（直径 44 m）

フットサル1面、テニス2面、ゲートボール2面などの内1種目

(ウ) 足湯

(エ) 芝生広場

- a すべり台（1基）
- b スプリング遊具（3台）
- c 幼児用遊具（1基）

(オ) 幼児用プール（31.36 m²）

(5) 運営状況（実績等）

ア 事業・業務内容

健康増進のために、屋内の歩行浴プール、トレーニングルーム、多目的ルームと屋外の多目的ドームを、又ふれあいの場として談話室を市民の方に提供しています。

イ 利用者数

	合計 (重複利用あり)	プール		多目的ドーム		その他
		歩行浴 プール	トレーニング等	テニス	フットサル	
H22	58,486	34,175	7,907	7,102	9,181	121
H21	54,881	31,373	6,107	7,686	8,970	745
H20	47,835	25,971	8,592	7,498	5,472	302

ウ 収支決算（H23は予算）※ 別紙「リフレ芥見 支出の算出根拠」参照

	支出	収入		
		指定管理料	使用料	その他 諸収入
H23(予算)	35,503,000	24,288,000	10,800,000	415,000
H22	34,777,849	24,546,000	10,716,350	508,880
H21	34,416,608	24,799,000	10,785,750	106,862
H20	36,352,129	-----	9,371,602	67,569

※ 市民総合賠償保険と同等分の保険料として計上した金額分について差し引いているため実際の決算金額とは異なります。

6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等

（詳細は岐阜市リフレ芥見指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照）

(1) 管理運営形態

本施設は利用料金制を導入して管理運営していただきます。

ア 利用料金制度とは

一般的に、施設を利用したときの料金は、「使用料」として市の収入としています。利用料金制度は、市ではなく、その施設の指定管理者の収入とする制度です。

また、利用したときにかかる料金の額を、条例に定められた範囲内で、市長の承認を受けて指定管理者が設定することとします。利用者が支払った料金は、指定管理者が自分の収入として受け取り、施設の運営に充てることとなります。

イ 利用料金等の設定について

利用料金は条例第12条第2項に定める範囲内で、リフレ芥見条例施行規則（以下「規則」という。）第9条に基づいて指定管理者が市長の承認を得て決定します。料金の算定方法や納付方法の詳細については、申請時に提案していただきます。

利用料金及び時間区分の設定に当たっては、利用者にとって使いやすい設定に心がけ、次の点に留意してください。

使用時間の区分については、多目的ルーム及び多目的ドームに2時間の利用区分を設けていただきます。

歩行浴プール棟及び多目的ドームについては、岐阜市等の公共目的の使用は無料としてください。

ウ 利用料金の減免について

指定管理者は利用料金の減免を行うことができますが、条例第13条及び規則第10条を適用していただきます。

<規則第10条要旨>

次の場合、利用料金を減免するものとする。

減免基準	減免額
身体障害者福祉法(昭和24年法律283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者	5割相当額
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	5割相当額
都道府県又は地方自治法(昭和22年法律67号)第252条の19第1項に規定する政令指定都市から療育手帳の交付を受けている者	5割相当額
上記3項までのいずれかに該当する者が介護を必要とする場合の介護者。ただし、介護を必要とする者1人につき1人の介護者に限る。	5割相当額
市内の学校教育法(昭和22年法律26号)に基づき設置された幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校並びに児童福祉法(昭和22年法律164号)に基づき設置された児童福祉施設の幼児、児童及び生徒が教育課程に基づく学習活動又は福祉活動の一環として教職員等に引率されて利用する場合	免除
市外の学校教育法(昭和22年法律26号)に基づき設置された幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校並びに児童福祉法(昭和22年法律164号)に基づき設置された児童福祉施設の幼児、児童及び生徒が教育課程に基づく学習活動又は福祉活動の一環として教職員等に引率されて利用する場合	5割相当額
岐阜県家庭の日を定める条例(昭和42年岐阜県条例第11号)第2条第1項に規定する家庭の日に中学生が歩行浴プール棟を利用する場合	免除
市長が特別の理由があると認める場合	その都度市長が定める額

※端数は10円未満切捨て

エ 利用料金の返還について

利用料金の返還については、条例第13条第3項ただし書により指定管理者に決めていただきますが、実施に際しては市と協議して決めていただきます。

(2) 管理基準

ア 開館時間

午前9時～午後9時

(ア) 歩行浴プール棟

a トレーニングルーム・談話室・多目的ルーム・リラクゼーションルーム

午前9時～午後9時

b 歩行浴プール・ジャグジー・温浴プール・サウナ

午前10時～午後9時

(イ) 多目的ドーム

午前9時～午後9時

(ウ) 足湯(土・日・祝日のみ 雨天中止)

午前10時～午後4時

(エ) 幼児用プール(毎年7月20日～8月30日 雨天中止)

午後1時～午後4時

イ 休館日

毎週月曜日（ただし、祝日と重なった場合は最初の平日）
年始年末（12月29日～1月3日）

なお、使用時間及び休館日について、指定管理者は必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て休館日を臨時に開館し、または使用時間及び休館日を臨時に変更することができます。

ウ 使用許可の基準

（ア）貸切使用の許可は条例第9条の規定により、規則第6条に基づいて行います。

（イ）次のような場合には使用を許可してはいけません。

- a 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- b 建物又は附属設備若しくは備品を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- c 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- d 前各号に掲げるもののほか、リフレ芥見の管理上支障を来たすおそれがあるとき。

（ウ）次のような場合には貸切使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができます。

- a 条例又は規則に違反したとき。
- b 上記（イ）のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- c 偽りその他不正な手段により貸切使用の許可を受けたとき。
- d 貸切使用の許可に付した条件に違反したとき。

エ 個人情報等の取扱・情報公開の推進

管理、運営の際に知り得た個人情報等については岐阜市個人情報保護条例・同施行規則に基づき取扱いに十分注意し職員に周知徹底を図り、それ以外のものについては岐阜市情報公開条例・同施行規則に基づき積極的に情報公開に努めてください。

なお、個人情報などの漏えい等の行為には、岐阜市個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があります。

オ 目的外使用の基準

リフレ芥見は、財産の分類上、行政財産として区分されております。この行政財産は、施設の設置目的又はその用途以外に使用することができません。しかし、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができますとされており、このことを行政財産の目的外使用許可といいます。この使用許可は、市長のみが行使できる権限であり、指定管理者が行うことはできません。

（ア）岐阜市公有財産規則において、次の場合に限り使用を許可するものとしています。

- a 当該行政財産を利用する者の利便を図り、食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
- b 公の学術調査、研究又は公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間使用させるとき。
- c 水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- d 災害その他緊急事態の発生により、応急施設としてきわめて短期間使用させるとき。
- e 国若しくは地方公共団体その他の公共的団体において公用若しくは公共用又は公

益事業に供するため、やむを得ないと認められるとき。

- f 市の事務若しくは事業又は市の企業の遂行上やむを得ないと認められるとき。
- g その他市長が当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認めるとき。

(イ) 指定管理者が、次に掲げる目的で施設を使用する場合、目的外使用許可を得る必要があります。ただし、目的外使用に該当するかどうか疑義がある場合は、担当部署と協議すること。

- a 指定管理者の業務の範囲以外で、自らの負担で自主事業等を実施する場合は、事前に市の承諾を得るものとし、その内容が目的外使用に該当すると認められるとき。
- b 指定管理者が当該施設に利用者の利便を図るなどの理由により、自動販売機設置、売店、及び喫茶コーナーの設置、物品の販売、自らの広告物掲示などを行うとき。
なお、自動販売機は岐阜市身体障害者福祉協会に継続許可を予定しています。
- c 上記のほか施設の設置目的又は用途に反し、施設を使用するとき。

カ 災害発生時の指定管理者の対応について

- (ア) 災害が発生した場合、施設及び周辺の状態を把握し速やかに報告すること。
- (イ) 施設の管理保全に努めるとともに、被害拡大の防止をはかること。
- (ウ) 開館時間内に災害が発生した場合は、施設利用者の避難誘導等安全の確保に努めるとともにその状況を速やかに報告すること。

キ 環境への配慮について

岐阜市は、環境管理システム(GEMS)を策定し、環境改善活動に取り組んでいます。環境事業部が所管する施設でもあり、省エネ、リサイクル及びCO₂削減等、環境負荷の低減対策を実行・記録し、適宜結果を報告するなど環境に配慮した施設管理を行ってください。

(3) 業務の範囲

指定管理者は、基本的な運営方針を踏まえ、条例7条に定める以下の業務を行います。

ア 経営管理業務

- (ア) 企画、事業計画の策定
- (イ) 報告書の作成
- (ウ) モニタリング
- (エ) 自己評価
- (オ) 市及び関係機関との連絡調整
- (カ) その他

イ 施設運営業務

- (ア) 利用許可及び取り消し
- (イ) 利用料金の徴収及び減免
- (ウ) 利用管理
- (エ) 広報、営業活動
- (オ) その他

ウ 施設の維持管理業務

- (ア) 施設及び設備などの保守・点検
- (イ) 保安警備
- (ウ) 防災計画、防災訓練
- (エ) 非常時の対応
- (オ) その他、申請要項、仕様書、協定書に定めがあるもの以外に不測の事態が発生したときには双方の協議によるものとします。

エ 指定事業

- (ア) 施設の設置目的を最大限に発揮するために、市の指示により行う事業

(4) 業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。

その他一部の業務の再委託については、事前に市の承認を得なければなりません。

(5) 自主事業（指定管理者の費用負担による業務）

指定管理業務に含まれませんが、施設の設置目的を最大限に発揮するために、指定管理者が市の許可を受け、事業を行うことができます。事業にかかる経費は市の負担ではなく、指定管理者の経費負担で事業を実施していただきますが、そこから発生する全ての収入については指定管理者の収入とします。ただし、損失が発生した場合、市は補填を行いません。

また、指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用は一般利用者と同等となりますので、長期にわたり独占的に使用するような提案は避けてください。

(6) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

(負担者側に ○)

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
1	指定管理への円滑な移行	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	事業の中止及び延期	市の指示によるもの	○	
		指定管理者の事業放棄又は破綻		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（岐阜市が取得するもの）	○	
		上記以外の場合		○

6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	事業条件変更以外の要因による管理運営費の増大		○
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変更	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動		○
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等施設所有者の責めに帰すべき事由による場合	○	
		上記以外の場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害(騒音、振動、臭気等)		○

上記のNo.11の「利用者への対応」については、下記の「市民総合賠償補償保険（全国市長会）」は、全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなしており、本市が加入しているため、新たに保険加入する必要はありません。

ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険加入をします。

<市民総合賠償補償保険>

種類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	身体賠償 1名につき3000万円 1事故につき3億円 財物賠償 1事故につき1000万円	死亡補償保険金 500万円 後遺障害補償保険 15万～500万円 入院補償 1日から適用 通院補償 6日から適用
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失	主催・共催した事業での事故を対象

※ ただし、市の許可を得ずに指定管理者が行う事業については、保険の対象となりません。

(7) 指定の取消し等

ア 市が指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し又は必要な指示をした場合、この指示に従わないときや管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

イ このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができます。

(8) モニタリングの実施

ア モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行いません。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

(ア) 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

(イ) 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行いません。

(ウ) 評価

施設の管理運営状況についての評価を行うこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

イ 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告していただきます。

ウ 帳簿類等の提出要求

監査委員等が岐阜市の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出していただく等協力を求める場合があります。

7 指定管理に関する経費（負担区分等の詳細は別添の「仕様書」を参照）

指定管理者は、会計年度ごとに市が支払う指定管理料と指定管理者の収入となる利用料金により、上記の管理の基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行いません。

(1) 指定管理料の算定について

平成24年度から28年度までの5年間（60ヶ月分）の指定管理料として収支予算書に提示していただいた金額の60分の2の金額を上限とします。

なお、不測の事態が生じた場合の取扱いについては、市と協議することとします。

※平成24年度から28年度までの5年間の指定管理料は、利用料金収入見込額と指定管理料の合計額が、過去3年間の決算及び今年度予算のうち、平成22年度の決算を上限とするように算定されています。

（参照：「5 施設の概要（5）運営状況（実績等）ウ 収支決算」・「【別添】平成22年度決算」）

(2) 指定管理料の支払い

市は、以下の対象経費から、利用料金収入見込額を差し引いた額を、指定管理料として会計年度ごとに指定管理者に支払います。支払い時期や支払い方法については別途協議(協定書)により定めます。

本事業では利用料金制度を採用することとし、利用料金は指定管理者の収入とします。

【対象経費】

- ・ 経営管理に関する経費
- ・ 施設運営に関する経費
- ・ 維持管理に関する経費
- ・ 指定事業の実施に関する経費

(3) 指定管理料・利用料金の精算(取扱い)

当初収支計画の指定管理料・利用料金の精算(取扱い)については、下記のとおりです。

ア 経費の削減などにより生み出された剰余金については、原則として返還を求めません。

イ 利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行ないません。

ウ 指定管理料の算定基礎である当初収支計画に対し、収支決算において利益が生じた場合、利益の20%を市に納入していただきます。この精算は、翌年度、実績報告書が提出された後行うこととします。

(4) 管理口座・区分経理

ア 指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。

イ また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

(5) 納税義務について

指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②事業を行う者にかかる事業所税、③新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税(償却資産)等の納税義務者となる可能性がありますので、①及び②については岐阜市役所市民税課、③については岐阜市役所資産税課にお問い合わせください。

なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、県税事務所へお問い合わせください。

8 指定管理者の審査・選定の方法

(1) 基本的な考え方

公の施設は、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

そこで、指定管理者制度の趣旨や公の施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

(2) 審査方法

提出された申請書の審査については、資格要件等に該当するかどうかを審査する第1次審査と、第1次審査を通過した申請者について、事業計画書等の内容を審査する第2次審査を行います。

第2次審査を経て指定管理候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

審査は、5名で構成する選定委員会（以下「委員会」という。）において非公開で行います。

(3) 審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日申請団体へ通知します。

また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。

ただし、公表を拒む団体が選外であった場合は、団体名は公表しません。

(4) 選定方法

第1次審査（資格審査及び書類審査）

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。

報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な者は失格とします。

審査項目		適・否
1	個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であるか。	適・否
2	資格要件に記載する管理運営に必要な免許・資格を有しているか。	適・否
3	過去2年以内において、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けていない団体であること。	適・否
4	地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない団体であること。	適・否
5	市県民税、法人税、消費税、地方消費税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税の滞納がない団体であること。	適・否
6	会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。	適・否
7	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。	適・否
8	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。	適・否
9	市と容易にかつ緊密に連携が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。 （参考：市と容易にかつ緊密に連携が可能な団体で、地域の実情や岐阜市民をはじめとする利用者ニーズに対するサービス提供に精通している団体であること。）	適・否
10	「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。	適・否
11	申請要項、仕様書の内容を満たしているか。	適・否

※第1次審査を通過した後であっても、上記審査項目に不適合であることが判明した、もしくは不適合となった場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

第2次審査（提案内容等の審査）

「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点からその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については、次のとおりとし、総合評価により選定します。

なお、総合評価は各委員の適否結果をもとに、全委員の協議により行います。

<選定基準及び評価項目及び配点>

区分	選定基準	評価項目	適否結果
公平性 透明性	住民の平等利用が確保されること	『住民の平等利用が確保されること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など） 平等利用を確保するための体制、モニタリングなど	
		情報公開、広報の方策	
		その他申請者の提案によるもの	
効果性	事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること	『事業計画書の内容が、対象施設の効用を最大限発揮するものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
		既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容	
		利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など	
		利用者に対するサービス向上の方策	
		利用促進、利用者増の方策	
		サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど	
		施設の効用（設置目的）を最大限発揮できるスタッフの配置	
その他申請者の提案によるもの			
効率性	事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること	『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
		指定管理経費の設定額	
		指定管理経費の妥当性（サービスとコストのバランスなど）	
		収支計画の妥当性	
		管理経費縮減の具体的方策	
		スタッフ配置の妥当性（無理はないか）	
		収入の増加を図るための方策	
その他申請者の提案によるもの			

安定性 安全性	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
		当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績	
		経営基盤の安定性	
		組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など	
		スタッフ（採用予定者も含む）の管理、監督体制 スタッフ（採用予定者も含む）の人材育成の方策	
		リスクへの対応方策（利用者の安全確保策、防止策、非常時の対応マニュアルなど）	
		リスクへの対応能力（資金力、損害賠償能力など）	
		その他申請者の提案によるもの	
貢献性	事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること	『事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
		地元の法人その他の団体の育成（一部業務の再委託先）	
		地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用	
		地元での資材等の調達	
		地元での社会活動等への参加	
		その他地元への貢献に関すること	
		その他申請者の提案によるもの	

● 総合評価

審査結果	審査内容（選定・不選定の理由等）

9 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、指定期間共通の協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

10 指定までのスケジュール

- | | |
|---------------------|----------------------------------|
| (1) 申請要項の公表・配布 | 平成23年11月9日(水)～ |
| (2) 申請書受付期間 | 平成23年11月9日(水)～
平成23年11月17日(木) |
| (3) 第一次審査(資格審査等) | 平成23年11月9日(水)～11月18日(金) |
| (4) 第二次審査(提案内容等の審査) | 平成23年11月22日(火) |
| (5) 選定結果の通知・公表 | 平成23年11月下旬頃 |
| (6) 市議会へ指定議案を上程 | 平成23年11月下旬頃 |
| (7) 指定の通知 | 平成23年12月下旬頃 |
| (8) 協定書の締結 | 平成23年12月下旬頃 |
| (9) 事務引継・トレーニング | 平成24年12月下旬頃～1月下旬頃 |

11 申請手続等

- (1) 申請要項等の配布

ア 配布場所

(ア) 岐阜市環境事業部環境事業政策課 岐阜市神田町1丁目11番地

TEL 058-265-4141 (内線 6268)

(イ) 岐阜市環境事業部東部クリーンセンター 岐阜市芥見6丁目368番地

TEL 058-243-1151

イ 配布開始

平成23年11月9日(水)

*土・日曜日及び祝日を除く

(配布時間：午前9時～正午及び午後1時～午後5時)

- (2) 提出書類

原本1部と副本8部とし、別紙「提出書類一覧」及び「様式」のとおり

- (3) 質問受付

リフレ芥見の指定管理者申請要項及び指定管理者業務仕様書に関する質問を受け付けます。(選定・審査に関する事項は除く。)

なお、公平性を欠くと判断される質問についてはお答えできませんので、ご注意願います。

(4) 申請書類等の受付等

申請書を提出される方は、下記期間内に直接持参してください。郵送、電子メール、FAX等による送付、受付はいたしません。

ア 受付期間

平成23年11月9日(水)～平成23年11月17日(木)

※土・日曜日及び祝日を除く

(受付時間：午前9時～正午及び午後1時～午後5時)

イ 提出先

- | | |
|---------------------|---|
| (ア) 環境事業部環境事業政策課 | 岐阜市神田町1丁目11番地
TEL 058-265-4141 (内線 6268) |
| (イ) 環境事業部東部クリーンセンター | 岐阜市芥見6丁目368番地
TEL 058-243-1151 |

(5) 申請に係る留意事項

- ア 指定管理者の申請にあたっては、条例、規則等を熟知した上で申請してください。
- イ 申請書類等に虚偽の記載があった場合には、失格とします。
- ウ 申請に要する経費は、全て申請者の負担となります。
- エ 申請者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、申請受付期間内は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は、認めません。また、申請者一団体につき、事業計画書は1組とします。
- オ 提出された申請書類は、委員会の審査のため委員に配布することがあります。また、提出された申請書類は理由の如何を問わず返却しません。また、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。(選定業務以外で使用することはありません。)
- カ 申請者が委員会の外部委員に接触した場合、申請が却下される場合があります。
- キ 施設の事務所を指定管理者の事務所として使用できません。
- ク 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、その指定を取消し、協定書を締結しないことがあります。
- (ア) 資金事情の悪化により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
- (イ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ケ 指定管理期間開始日までに、リフレ芥見の管理運営に必要な有資格者の確保ができないなどの要因で開館が困難な場合、指定を取消すと共に損害賠償を命じる場合があります。

12 問い合わせ先

- ・岐阜市役所環境事業部環境事業政策課政策係
〒500-8701 岐阜市神田町 1 丁目 11 番地（岐阜市役所南庁舎 2 階）
電話：058-265-4141（内線 6268）
FAX：058-262-1483
電子メール：kankyo-sei@city.gifu.gifu.jp
- ・岐阜市環境事業部東部クリーンセンター管理係
〒501-3134 岐阜市芥見 6 丁目 368 番地
電話：058-243-1151
FAX：058-244-0074
電子メール：t-clean@city.gifu.gifu.jp

提出書類一覧及び様式

[別 紙]

1	リフレ芥見指定管理者指定申請書	様式第 1 号	規則第 5 条
2	リフレ芥見利用料金承認申請書	様式第 2 号	規則第 9 条
3	事業計画書	様式第 3 号	
4	収支予算書	様式第 4 号	
5	その他市長が特に必要があると認める書類		

リフレ芥見指定管理者指定申請書

（あて先）岐阜市長

年 月 日

団体所在地

団体名

代表者名

印

リフレ芥見の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 提出書類

- （1）リフレ芥見の管理に関する収支予算書
- （2）事業計画書
- （3）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 担当者連絡先

様式第2号（第9条関係）

リフレ芥見利用料金承認申請書

（あて先）岐阜市長

年 月 日

団体所在地

団体名

代表者名

印

下記のとおり利用料金を承認されるよう申請します。

記

施 設 名	
区 分	
利 用 料 金 額	
利用料金設定理由	
備 考	

記入しきれない場合は、一覧表を添付してください。

様式第3号

岐阜市リフレ芥見
事業計画書

団 体 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
電 話 番 号	
FAX 番 号	
電 子 メ ー ル	
担 当 者 所 属	
担 当 者	

事業計画書（平成24年2月1日から3月31日まで）

<p>平成24年度以降の 事業計画書の内容から 変更された点があれば記入 してください。</p>	
--	--

様式第 4 号

岐阜市リフレ芥見
収 支 予 算 書

団 体 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
電 話 番 号	
FAX 番 号	
電 子 メ ー ル	
担 当 者 所 属	
担 当 者	

平成 23 年度収支予算書（2か月分）

単位:千円

区 分		2か月分	備 考	
歳 入	利用料			
	指定管理料			
	その他収入			
	合 計 (A)			
歳 出	人件費	嘱託職員		
		臨時雇用（事務補助）		
		臨時雇用（清掃）		
		臨時雇用（幼児用プール監視）		
	報償費（謝金）			
	旅 費			
	需用費	需用費計		
		消耗品費		
		燃料費		
		食糧費		
		印刷製本費		
		光熱水費		
		修繕費		
	役務費	役務費計		
		通信運搬費		
		広告料		
		手数料 保険料		
	委託料	委託料計		
		プール循環設備点検業務委託		
		空調設備点検業務委託		
		電気設備保守管理業務委託		
		自動火災報知器設備点検業務委託		
		自動扉点検業務委託		
		有害不快害虫駆除業務委託		
		施設清掃業務委託		
		芝生広場及び園内周辺管理業務委託		
		警備業務委託		
プール水等の水質検査業務委託				
使用料 及び 賃借料	使用料及び賃借料計			
	放送受信料（衛星カラー）			
	観葉植物 その他			
事業所税等				
その他				
合 計 (B)				

岐阜市リフレ芥見 支出の算出根拠

区 分		金額	
歳出	人件費	16,982,677	
	人件費計		
	正規職員		
	臨時職員(事務)		事務、清掃、
	臨時職員(清掃)		幼児用プール監視等
	臨時職員(幼児用プール監視)		
	報償費(謝金)		
	需用費	10,067,099	
	需用費計		
	消耗品費		
	燃料費		芝刈り機燃料、LPガス
	印刷製本費		
	光熱水費		
	修繕費		
	衛生費		
	新聞図書費		
	役務費	1,008,422	
	役務費計		
	通信運搬費		電話、web回線
	広告料		電柱広告、ちらし作成等
手数料			
保険料			
委託料	5,691,229		
委託料計			
電気設備保守管理業務委託			
プール循環設備点検業務委託			
空調設備点検業務委託			
自動火災報知器設備点検業務委託			
自動扉点検業務委託			
有害不快害虫駆除業務委託			
ボイラー等保守点検業務委託			
施設清掃業務委託			
芝生広場及び園内周辺管理業務委託			
警備業務委託			
プール水等の水質検査業務委託			
使用料及び手数料計	280,515		
使用料及び手数料			
放送受信料			
観葉植物			
その他		目的外申請等	
その他	747,907	管理費・イベント等	
合計(B)	34,777,849		